

外国の獣医学校卒業者の国家試験受験資格の認定基準について

認定基準		具体的な要件
国家資格制度		獣医師資格が法制度上担保されている。
修業年数	学校の入学対象	日本の高等学校を卒業(初等教育を含め12年以上の教育課程を修了)した者に相当する者
	学校の教育年限	全課程で5年制以上 又は教養課程を修了した者を入学対象としており専門課程のみで4年制以上
学校卒業による資格取得等の可否		卒業により、当該国における獣医師免許の取得資格又は獣医師試験の受験資格が取得できる。
履修範囲		日本の獣医師国家試験に出題される科目と概ね同等以上の科目を履修している。
履修時間		専門課程の履修時間は2,970時間以上である。
日本語能力		日本の高等学校を卒業 又は日本語能力試験1級の資格を有している。

出典：「外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者の獣医師国家試験等の受験資格認定に係る申請手続き」(令和2年5月 獣医事審議会)